

大阪府道路メンテナンス会議 規約

資料1

(名称)

第1条

本会は、「大阪府道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目的)

第2条

本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大阪府内における、道路施設の高齢化や老朽化による不具合への対応、施設の大量更新時期への備え等、道路の維持管理を効率的効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路の維持管理の促進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条

本会議は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 道路施設の長寿命化対策に関する情報共有。
- (2) 道路施設の点検・修繕計画に関する情報共有。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等に関する情報共有。
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条

1. 本会議は、第2条の目的を達成するため、大阪府内における国道、府道、市町村道及び高速自動車国道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
2. 本会議には、会長及び副会長を5名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長、副会長は大阪府都市整備部道路室道路環境課長、大阪市建設局道路部調整課長、堺市建設局土木部土木監理課長、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所長及び阪神高速道路株式会社管理本部管理企画部保全事業統括課長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 本会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。

(会議の開催)

第5条

本会議の開催は、会長が必要と認めるときに開催する。

(事務局)

第6条

1. 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所管理第二課、大阪府都市整備部道路室道路環境課、大阪市建設局道路部調整課、堺市建設局土木部土木監理課、西日本高速道路株式会社大阪高速道路事務所統括課及び阪神高速道路株式会社管理本部管理企画部保全事業統括課に置く。

(規約の改正)

第7条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和3年7月27日改正し、当日より施行する。

[改正履歴]平成26年5月23日付け規約は廃止
平成27年6月11日付け規約は廃止
平成27年8月26日付け規約は廃止
平成28年2月8日付け規約は廃止
令和元年7月22日付け規約は廃止

別表－1【大阪府道路メンテナンス会議 構成メンバー】

	所 属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	所長
副会長	大阪府都市整備部 道路室	道路環境課長
	大阪府都市整備部 事業管理室	事業企画課長
	大阪府都市整備部 池田土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 茨木土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 枚方土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 八尾土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 富田林土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 鳳土木事務所	維持保全課長
	大阪府都市整備部 岸和田土木事務所	維持保全課長
	副会長	大阪市建設局 道路部
副会長	堺市建設局 土木部	土木監理課長
	岸和田市	建設部長
	豊中市	都市基盤部長
	池田市	都市整備部長
	吹田市	土木部長
	泉大津市	都市政策部長
	高槻市	都市創造部長
	貝塚市	都市整備部長
	守口市	都市整備部長
	枚方市	土木部長
	茨木市	建設部長
	八尾市	都市整備部長
	泉佐野市	都市整備部長
	富田林市	産業まちづくり部長
	寝屋川市	都市基盤整備部長
	河内長野市	都市づくり部長
	松原市	都市整備部長
	大東市	都市整備部長
	和泉市	都市デザイン部長
	箕面市	みどりまちづくり部長
	柏原市	都市デザイン部長
	羽曳野市	土木部長
	門真市	まちづくり部長
	摂津市	建設部長
	高石市	土木部長
	藤井寺市	都市整備部長
	東大阪市	土木部長

	所 属	役 職
	泉南市	都市整備部長
	四條畷市	都市整備部長
	交野市	都市整備部長
	大阪狭山市	都市整備部長
	阪南市	都市整備部長
	島本町	都市創造部長
	能勢町	産業建設部長
	豊能町	都市建設部長
	忠岡町	産業まちづくり部長
	熊取町	都市整備部長
	田尻町	事業部長
	岬町	都市整備部長
	太子町	まちづくり推進部長
	河南町	まち創造部長
	千早赤阪村	理事
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社 大阪高速道路事務所	所長
	西日本高速道路株式会社関西支社 京都高速道路事務所	副所長
	西日本高速道路株式会社関西支社 阪奈高速道路事務所	副所長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山高速道路事務所	副所長
	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部	保全事業統括課長
	大阪府道路公社 企画管理部	企画保全課長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	阪神高速道路株式会社 保全交通部	保全企画課長
	公益財団法人大阪府都市整備推進センター	都市整備事業部長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	管理第二課
	大阪府都市整備部 道路室	道路環境課
	大阪市建設局 道路部	調整課
	堺市建設局 土木部	土木監理課
	西日本高速道路株式会社関西支社 大阪高速道路事務所	統括課
	阪神高速道路株式会社 管理本部 管理企画部	保全事業統括課

令和3年4月1日現在

[改正履歴] 平成26年5月23日現在の別表-1は廃止
 平成27年6月11日現在の別表-1は廃止
 平成27年8月26日現在の別表-1は廃止
 平成28年6月23日現在の別表-1は廃止
 平成29年2月 7日現在の別表-1は廃止
 平成29年4月 1日現在の別表-1は廃止
 令和2年7月 1日現在の別表-1は廃止